

荒川河川整備計画有識者会議運営要領

（目的）

第１条 本運営要領は、荒川河川整備計画有識者会議規則（平成 27 年 2 月 13 日付け）（以下「会議規則」という。）第 4 条に基づき、荒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の会議の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

（会議の招集）

第 2 条 会議は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、座長が招集する。

（議事録）

第 3 条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（会議の公開について）

第 4 条 会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り、非公開とすることができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

（会議資料等の公表について）

第 5 条 会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

第 7 条 本運営要領は、平成 27 年 2 月 13 日から適用する。